

# 飲酒運転の根絶!!

～家族・地域・職場で飲酒運転を許さない!～

## 飲酒運転の罰則 (酒酔い運転の場合)

- |         |   |                         |
|---------|---|-------------------------|
| ◆ドライバー  | } | 5年以下の懲役又は<br>100万円以下の罰金 |
| ◆車両の提供者 |   |                         |
| ◆酒類の提供者 | } | 3年以下の懲役又は<br>50万円以下の罰金  |
| ◆同乗者    |   |                         |

飲酒運転は運転者のほか  
 ・車を提供すること  
 ・酒を提供すること  
 ・車に同乗すること  
 も厳しく罰せられます

## ドライバーの皆様へ

- 夏休み中の子供の飛び出しに気をつけよう!
- 暑さで集中力が低下します。こまめな休憩を取りましょう。
- 横断歩道は歩行者が優先です。



## シートベルト・チャイルドシートを正しく着けよう

- シートベルト非着用の場合、大きな怪我となるおそれがあります。
- 後部座席でもしっかりシートベルトを着用しましょう。
- チャイルドシートを正しく使い、子供を事故から守りましょう。

道路交通法  
改正により

自転車運転中に  
危険なルール違反  
をくり返すと

**自転車運転者講習**  
を受ける義務が課せられます。

### 危険なルール違反とは



... などです

講習制度のながれ .....

- 受講命令違反... 5万円以下の罰金!



### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

お問い合わせ

◎秋田県警察本部 代表電話 018-863-1111 ◎各警察署  
 ◎秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班

このチラシは40,000部作成し、1部あたり1.97円です。  
 電話 018-860-1523

